コクレア グローバル 行動規範 (Cochlear Global Code of Conduct)



Cochlear®
Hear now. And always

目次

当社の CEO 兼社長 (CEO & President) からの大切なメッセージ 2

当社のグローバル行動規範について 3

正しい行動をとる 6

声を上げる方法 8

リーダーへの期待 9

1 当社の事業運営 10

1.1 贈収賄および汚職の禁止 11
1.2 競合および消費者保護 14
1.3 利益相反の管理 15
1.4 コクレアを代表して外部に対して意見表明を行うこと 16
1.5 ソーシャルメディアの責任ある利用 16
1.6 臨床研究の実施 16
1.7 動物倫理 16
1.8 取引制限 17
1.9 人権 17
1.10 環境への配慮 17
1.11 公共政策 18
1.12 個人的な政治活動 18
1.13 人工知能の責任ある利用 18

2 当社の資産と情報の保護 19

2.1 資産の保護 20
2.2 秘密情報の不正使用の防止 21
2.3 プライバシーと個人情報の保護 23
2.4 ビジネス記録 23
2.5 品質と規制 24

3 行動：当社の従業員 25

3.1 健康と安全 26
3.2 職場における行動 26
3.3 平等な雇用機会と差別 26

バージョン管理 27



当社の CEO 兼社長 (CEO & President) からの大切なメッセージ

コクレアの歩みは 40 年以上前にさかのぼります。グレアム・クラーク教授が難聴の新しい治療法を開発し、世界中の人々の生活を一変させたことから始まりました。今や世界中の何十万人もの人々が、聞こえる世界を通じて人生とそこに広がるあらゆる可能性を享受しています。

当社の使命と目的

当社の使命は、シンプルでありながら深遠なものです。それは、難聴者の皆さまが聴こえを得るとともに、その声が多くの人々に届くようお手伝いすることです。私たちは、できるだけ多くの人々の聴こえが改善されるよう手助けし、より健康で充実した人生を送っていただけるよう尽力します。この志を達成するには、私たちが互いに築く強固な信頼関係だけでなく、私たちが奉仕する地域社会との間に信頼関係を構築することが不可欠です。私たちは、献身と革新を通じて、その影響力を拡大し続ける中で、創業当初から当社の使命を導いてきた価値観は、今も変わらず重要なものです。

世界中で当社の基準を守る

5,500 人以上のコクレアの従業員やその他のコクレアの担当者 (Cochlear Representatives) が 180 か国を超える国の人々を支援する当社において、グローバル行動規範 (Global Code of Conduct) は、私たち一人ひとりが、そして組織としても、事業を展開するあらゆる場所で、法律に準拠し、倫理的かつ責任を持ってビジネスを遂行するよう遵守すべき事項が明確に示されています。

本「規範」は、当社に寄せられる信頼を体現し、当社のステークホルダーに対し、常に当社が誠実さと専門性を備えていることを保証するものです。

当社の価値観と行動に導かれて

本「規範」は、当社の価値観、使命、そして HEAR 行動と一体となり、社内のポリシーおよび手順によって支えられています。これにより、私たち一人ひとりに求められる期待が明確になり、日々正しい選択を行うための指針が示されます。これは、私たち一人ひとりが、そして組織としても、ステークホルダーに対して、何を提供できるかを明確に伝えるものです。当社は、意思決定を行う際、すべての従業員が定期的に本「規範」を参照することを推奨します。もし何か疑問点があれば、リーダー (Leader)、またはコンプライアンス (Compliance)、法務 (Legal) もしくは人事 (People & Culture) の担当者に連絡して、さらなるサポートを受けてください。

重要なのは、透明性と挑戦が重視される安全な環境で働くことを大切にしていることです。本「規範」に定められたコミットメントと矛盾すると思われる何らかの行為があった場合、私たち全員に声を上げることが求められます。

声を上げることで、私たちは誠実で、公平、そして高潔な最高水準の価値観を示し、常にすべての行動の中心にお客様を置くことができます。

当社の使命に共感し、また、敬意、誠実さ、説明責任という価値観を日々実践してくださり、心より感謝申し上げます。



Dig Howitt
CEO 兼社長

当社のグローバル行動規範について

当社のグローバル行動規範とは？

オーストラリアを代表し、世界的に認知され、高い評価を得ている企業の 1 社として、当社は 180 か国を超える国に製品を供給する大規模な事業を展開しています。私たちは、世界中のお客様、投資家、従業員から信頼され、支持されています。この評価は、コクレアの製品の品質だけでなく、医療技術分野における誠実さと倫理的なリーダーシップに対する当社の信頼性を反映したものです。

当社は、事業を展開する世界中のあらゆる場所で、公正、誠実、かつ合法的なビジネスの遂行に取り組んでいます。

当社の行動規範は、世界中で成長を続け、より多くの人々に対して当社の使命を果たしていく中で、当社の評判を維持するために、私たち全員が遵守すべき行動に関する基準を定めたものです。本「規範」は、コクレアのリスクポリシー (Cochlear's Risk Policy) とともに、意思決定が当社のリスク許容度およびコンプライアンス義務に準拠することを保証します。

本行動規範は、コクレア社およびその関連会社・関係会社のすべてのコクレアの担当者に適用されます。

当社の文化と価値観

私たちは、社員同士、我々のお客様やパートナーとの関わり合いにおいて、コクレアの価値観および HEAR 行動を実践することが求められます。当社の**価値観 (Values)** は、基本原則および信念であり、組織における、および組織に関わる意思決定や行動、やり取りの指針となります。この価値観は当社の使命と立場を同じくし、当社の文化を支え、従業員が互いを、またお客様やパートナーをどのように捉えるかを表明するものです。当社のコアとなる価値観：

- **敬意 (Respect):** 私たちは、背景や信念にかかわらず、すべての個人を尊重します。
- **誠実さ (Integrity):** 私たちは正直で、倫理的で、事実に基づいた行動をします。
- **説明責任 (Accountability):** 私たちは自らの責任・行動・結果に対して責任を持ちます。

当社の「**HEAR 行動 (HEAR Behaviours)**」は、当社の価値観に基づき、グローバル行動規範とともに、共に働き、相互に関わるための枠組みを示します。当社の HEAR 行動は、当社の文化を反映し、当社の戦略を支え、当社の使命を実現するものです。

H

お客様の声を聞く (Hear the customer)

お客様を中心に置く

- お客様の視点で、行動を確認します
- 意思決定においてお客様のニーズを考慮します
- お客様の意見を私たちの交流に取り入れます

E

変化を受け入れて革新する (Embrace change & innovate)

変化と成長のために、これまでの考えを変える

- 複雑な情報を単純化して理解しやすくします
- 将来的に複雑さを加えることなく、もっともシンプルな解決策を探します
- より良いアイデアに納得した場合は、自分の考えを変えます

A

勝利を目指す (Aspire to win)

刺激し合って達成する

- チャレンジ目標に向かって行動するようにチームを促します
- 物事を成し遂げるために自分の行動に優先順位を付けます
- 難しい問題や大切な問題を提起します
- 目標達成のためにリスクを理解して挑戦します
- 指示されなくても行動を起こします

R

互いの垣根を取り除く (Remove boundaries)

一致団結して行動する

- 他人の意見に建設的な方法で異議を唱えます
- 直属のチームではないメンバーが下した決定について協力的な態度で話します
- 他分野からの情報を活用し、意思決定を行います
- 組織の利益を自分または自分のチームの利益よりも優先します

本行動規範が適用されるのは誰ですか？

本「規範」は、以下の者に適用されます。

- コクレアの従業員（有期契約社員、役員、取締役を含む）、および
- コクレアに代わって業務を行ってる場合において、独立請負業者、コンサルタント、代理人、その他の第三者に適用されます。

上記は、総称して**「コクレアの担当者 (Cochlear Representatives)」**と呼ばれます。

当社のサプライヤーは、コクレアとサプライヤー双方の相互の期待事項を別途定めたサプライヤー行動規範 (Supplier Code of Conduct) に拘束されます。

すべてのコクレアの担当者の責任

本「規範」は、すべてのコクレアの担当者に適用されます。

コクレアの全担当者は、本「規範」を理解し、遵守する責任を負います。すべてのコクレアの担当者は、本「規範」が雇用契約やコクレアとのその他の契約の一部であるか否かにかかわらず、本「規範」を遵守することが求められます。

コクレアの担当者として、以下の事項を遵守しなければなりません。

a. 本「規範」、および自身に適用されるコクレアのポリシーおよび手順、ならびにコクレアと締結したあらゆる契約の条項を熟知し、これらを遵守すること。

b. 自身が営業活動を行う国において適用法規を遵守すること。

c. コクレアの価値観に従い、コクレアにとって最大の利益となるように行動すること。

d. 倫理的、誠実にかつ個人に求められる高い水準の誠実さをもって行動すること。

e. 自分自身または他者による本「規範」、コクレアのポリシーもしくは手順、または適用される法律や規制への違反、またはその可能性を認識した場合は、直ちにリーダーまたはコンプライアンス、法務、または人事の担当者に報告してください。

本「規範」に違反した場合、どのような措置が取られますか？

本「規範」に違反した場合、コクレアとの雇用契約または契約関係の解除を含む懲戒処分の対象となる場合があります。また、適用法規に違反した場合、多額の罰金や刑事罰が科される可能性もあります。

懲戒処分の対象となる可能性のある行為には、コクレアの担当者が以下を行った場合が含まれます。

a. 法律、規制、本「規範」またはコクレアのポリシーもしくは手順に違反するよう指示したり、違反に関与したり、違反を容認した場合。

b. 本「規範」の違反が発生したことを通報しなかった場合、または違反に関する情報の提供を差し控えた場合。

c. 本「規範」の違反が疑われる事象または違反の恐れがある事象を通報した者に対して報復措置を取った場合。

d. コンプライアンス違反について意図的に虚偽または不誠実な通報を行った場合。

e. リーダーとして、自身の監督下にあるコクレアの担当者が本「規範」、法的義務およびコクレアのポリシーならびに手順を遵守していることを確認するための合理的な措置を講じなかった場合。



居住地域の法律

当社の本「規範」と、より厳格な適用法規との間に矛盾がある場合、適用法規が優先するものとします。不明な点がある場合は、コンプライアンスチームまたは法務チーム (Compliance or Legal teams) のメンバーに連絡してください。

トレーニング

コクレアに入社する際、私たちは全員、本「規範」に関する導入トレーニングを修了する必要があります。私たちはまた、毎年通知される所定の期間内に、本「規範」に関する年次トレーニングを修了する必要があります。割り当てられたトレーニングを修了しなかった場合は、本「規範」の違反とみなされます。

本「規範」の見直し

本「規範」は、少なくとも 2 年ごとに定期的に見直され、その有効性や変更の必要性について評価されます。重要な変更があった場合は、コクレアの担当者に通知されます。私たち一人ひとりが、変更があったことを確実に認識する責任があります。



正しい行動をとる

判断、行為、または行動が正しいかどうか確信が持てない場合は、以下の質問を自問してみてください。そして、違和感があると感じたら、それはおそらく正しくないということです！

いずれの場合も、より詳しいサポートが必要な場合は、リーダーやコンプライアンス、法務、または人事チームのメンバーに相談してください。詳細については、以下の「声を上げる方法」(8 ページ) を参照してください。

自分の行動は合法でしょうか？

合法でない場合は、その行動をとらないでください。サポートが必要な場合は、コンプライアンスチームまたは法務チームのメンバーに相談してください。

自分の行動は、本「規範」およびコクレアのポリシーに準拠しているのでしょうか？

合法でない場合は、その行動をとらないでください。助言を求めてください。

自分の行動は、尊重、誠実さ、説明責任というコクレアの経営理念に貢献しているのでしょうか？

私たちのすべての行動は、当社の経営理念に沿ったものであるべきです。確信が持てない場合は、リーダーまたはコンプライアンス担当者に相談してください。

自分の行動は、コクレア社内外のステークホルダーから見て非倫理的と映るのでしょうか？

その場合には、コクレアの使命、価値観、または評判を損なう可能性があります。助言を求めてください。

自分の行動が新聞の 1 面を飾ったり、ソーシャルメディアで話題になったりしても、私は平静でいられるでしょうか？

平静でいられない場合、その行動はコクレアの使命、価値観、または評判に貢献していないことを示している可能性があります。助言を求めてください。

自分の行動に不安を感じたり、何かおかしいと思ったりすることはありますか？何か間違っていると感じることはありませんか？たとえ可能であっても行うべきことでしょうか？

あなたの直感は、その行動が正しいか間違っているかを判断するのに役立ちます。助言を求めてください。

自分の行動は、自分自身やコクレアの評判を損なう可能性がありますか？

その場合には、そのリスクを冒す価値はないかもしれません。エンタープライズリスクフレームワーク (Enterprise Risk Framework) を確認するか、助言を求めてください。

声を上げる：それはすべての人の責任です

なぜ声を上げることが重要なのでしょうか？

コクレアは、何かおかしいと感じたら、誰もが声を上げることを推奨しています。早期に懸念を提起することで、問題が深刻化する前に解決策を講じることができ、当社の評判や従業員、そして組織の長期的な成功を守ることにつながります。声を上げることは、私たち一人ひとりが正しい行動をとることに責任を負い、誠実さ、信頼、そして説明責任を重視する文化を育むことにつながります。

いずれにせよ、本「規範」、当社のポリシー、手順、または適用法に違反する行為を認識した場合、またはその疑いがある場合は、私たち一人ひとりが声を上げることが特に必要とされます。私たち一人ひとりが速やかに声を上げ、以下のいずれかの手段を通じて報告を行う義務を負っています。コクレアが本「規範」に違反する行為を適時に防止または発見できるかどうかは、すべてコクレアの担当者の努力にかかっています。通報はすべて、厳正に処理されます。

声を上げる際の秘密保持と保護

コクレアは、私たち誰もが安心して懸念事項を提起したり、質問をしたり、コクレアの価値観、本「規範」または法律に反する可能性のある行動や決定に異議を唱えたりできる、オープンに発言できる、風通しの良い環境を推進しています。

声を上げることに関する事例はすべて、可能な限り慎重かつ秘密に取り扱います。情報は、提起された懸念事項を適切に評価、調査および対応するために必要な場合に限り、「知る必要」の原則に基づいて共有されます。

誠実にかつ誠意を持って声を上げることで、たとえその懸念事項が根拠のないものや誤ったものであったとしても、誰も不利益を被ることはありません。敬意を持った反対意見の表明や率直な議論は、尊重され、求められます。

発言した者、調査に協力した者、または発言した者を支援した者に対する報復、不当な扱い、その他の悪い影響は一切容認されません。いかなる報復行為も本「規範」の違反であり、コクレアとの雇用契約または契約関係の解除を含む懲戒処分の対象となる場合があります。

いくつかの事例では、懸念事項を報告する者が匿名での報告を希望することもあります。当該懸念事項について徹底的に調査するよう最善の努力を尽くしますが、そのために解決が困難になる場合があることを認識しておく必要があります。

内部通報と匿名性

内部通報の中には、世界各国の内部通報者保護法に基づき、追加的な保護の対象となる事例があります。コクレアでは、内部通報者保護ポリシー (Whistleblower Protection Policy) を定めており、保護が適用される具体的な事例や、報告方法について規定しています。本「規範」の違反またはその疑いがある場合は、通報手続きが規定された内部通報者保護ポリシーを参照してください。

懸念事項は匿名で通報することが可能で、当社が事業を展開する国では特定の内部通報者保護法が適用されます。内部通報者保護ポリシーには、法律により匿名での通報が禁止されている地域が明記されています。いかなる場合においても、通報者が匿名を選択するか否かにかかわらず、機密性は保証されます。



声を上げる方法

コクレアでは、懸念事項の内容に応じて、自分の声が届き、支援を受けられるよう、いくつかの方法で声を上げることができます。私たち誰もが、最も適切で気兼ねなく利用できる方法を通じて、懸念事項を報告するよう奨励されています。

まずは、直属のリーダーやマネージャーに相談することをお勧めします。日常的な懸念事項を報告するには、この方法が最も迅速かつ効果的であることが多いためです。その懸念事項を他の担当者に報告する必要がある場合は、直属のリーダーやマネージャーが適切な対応を案内してくれます。

コクレア内部告発サービス (Cochlear Speak Up Service) へのアクセス：

懸念事項を提起するその他の方法は、以下のとおりです。

シニアリーダー
あなたのリーダーの上司、またはグローバルエグゼクティブマネジメント (Global Executive Management)。

取引先担当者
コクレアの従業員でない場合。

グローバルコンプライアンス (Global Compliance)
倫理上の懸念、規制遵守、または規範 / ポリシーの違反。

法務
法律、規制または契約の解釈、もしくは法的措置。

人事
職場での行動、ウェルビーイング、ハラスメント、または差別。

職場での健康と安全
インシデントや危険の報告、または Workday 経由での安全記録へのアクセス。

声を上げる (内部通報) ホットライン
機密性の高い外部サービス。いつでも利用可能で、許可されている場合は匿名で通報できます。

リーダーへの期待

すべてのコクレアの担当者に対する期待に加え、リーダーシップの役職にある者には特に以下の事項が期待されます。

コクレアのピープルリーダー (Cochlear People Leader) (本「規範」を通じて「リーダー」) とは、他者を通じて業務を遂行する責任を負う者を指し、当該他者が直接リーダーに報告する立場にあるか否かは問いません。

リーダーの責任

コクレアのリーダーは、**ピープルリーダーに期待されること (People Leader Expectations)** に加え、本「規範」に定められた基準を自ら実践し、その遵守を支援する特別な責任を負っています。

リーダーは、以下のことを行わなければなりません。

- 本「規範」の内容を十分に理解し、その理解を維持し続けること。
- 誠実さ、倫理的な意思決定、および本「規範」の遵守を率先して示すこと。
- チームに対して明確な期待を示し、安全でない状況、もしくは危険な状況、事故、行動またはインシデントについて声を上げるよう促すなどして、本「規範」の原則を推進すること。
- チームメンバーが本「規範」を認識し、理解し、遵守できるよう支援して、適切な担当者やポリシー、ガイドラインに導くこと。
- 必須研修の受講状況も含め、チームメンバーが本「規範」またはポリシーに違反した場合、適切な措置を講じることで、チームメンバーに責任を負わせること。
- チームメンバーが報復を恐れずに声を上げることができる環境を構築すること。また、本「規範」に違反する疑いのある行為、または違反行為に関連してチームメンバーから提起された懸念事項を真摯に受け止め、慎重に取り扱い、可能な限り速やかに上層部に報告すること。
- 不適切な行動または安全を脅かす行動、あるいは本「規範」に違反する行動に対応するため、迅速かつ適切な措置を講じること。
- 本「規範」に違反する疑いのある行為、または違反行為について声を上げた者に対して、決して報復や差別を行わないこと。
- 本「規範」に違反する疑いのある行為に関するあらゆる懸念について、調査を全面的に支援すること。
- コクレアの代理として遂行する事業活動に適用される法律、規制およびポリシーを理解し、チームメンバーが適切なトレーニングを確実に受けられるようにすること。

本「規範」をチームと定期的に確認することは、本「規範」に基づく期待をチームに再認識させるための優れた実践となります。

本「規範」に反する行為を容認したり、これを防止できなかったりしたリーダーは、コクレアとの雇用契約または契約関係の解除を含む懲戒処分の対象となる場合があります。

リーダーは、Cochlear Central または人事 (Workday 経由) を通じて、ピープルリーダーに期待されることの詳細にアクセスすることができます。



コクレアのリーダーは、本「規範」に定められた基準を実践し、その遵守を支援する特別な責任を負っています。



1 当社の事業運営

1.1 贈収賄および汚職の防止.....11
1.2 競合および消費者保護.....14
1.3 利益相反の管理.....15
1.4 コクレアを代表して外部に対して意見表明を行うこと.....16
1.5 ソーシャルメディアの適切な利用.....16
1.6 臨床研究の実施.....16
1.7 動物倫理.....16
1.8 取引制限.....17
1.9 人権.....17
1.10 環境への配慮.....17
1.11 公共政策.....18
1.12 個人的な政治活動.....18
1.13 人工知能の責任ある利用.....18

本「規範」の以下のセクションでは、コクレアおよびコクレアの担当者が事業を遂行する際の具体的に期待することを定めています。これらの詳細については、各管轄区域に関連するビジネス関係に関するポリシー (Business Relationship Policy) および関連するガイドラインに規定されています。

他者が私たちの行動をどう捉えるかは、行動そのものと同じくらい大切なことであることを忘れないでください。



コクレアは、当社が事業を行うすべての国で適用される贈収賄防止および汚職防止法を遵守し、適切な行動を通じて、不適切な影響を受けずに当社の事業成果が達成できるよう全力で取り組みます。

1.1 贈収賄および汚職の禁止

贈収賄または汚職行為は、いかなる形であっても固く禁じられています。

ほとんどの国では、特に公務員が関与する場合、贈収賄と汚職に対する厳格な法律が制定されています。これらの法律は、当該国での事業活動だけでなく、オーストラリアおよび当社が事業活動を行うその他の国におけるコクレア社にも適用されます。懲役刑や事業許可の取り消しなど、厳しい罰則が科される可能性があります。また、贈収賄または汚職に関与した場合、当社の評判を損なう重大なリスクが生じます。

「贈収賄」とは、公職に就く者または民間部門に所属する者などの決定や行動に不適切な影響を与え、事業や業務上の利益、あるいは個人的な利益を獲得または維持する意図をもって、「利益」(実際の価値または認識される価値のあるものすべて)を直接的または間接的に提供、供与、供与の約束、要求、勧誘、受入、または受領することを指します。

「汚職」とは、利益(個人的なもの、私的なもの、その他のものを問わず)を得る目的で、権限または地位を乱用し、通常は違法に利用することを指し、賄賂を伴わない場合でも、地位を悪用して利益を得ようとする不誠実または非倫理的な行動を含みます。汚職には、あらゆる詐欺的行為やその他の欺瞞的行為が含まれます。

この禁止は、外部の当事者が公務員であるか民間セクターで勤務しているかにかかわらず適用され、個人の家族、友人、または知人に提供される利益も対象となります。

コクレアは、当社が事業を行うすべての国で適用される贈収賄防止および汚職防止法を遵守し、適切な行動を通じて、不適切な影響を受けずに当社の事業成果が達成できるよう全力で取り組みます。

公務員、政治活動、および献金

当社において「公務員」とは、政府、政府機関、政府が所有または資金提供する施設、準政府機関、または国有企業を代表する者またはその職員、軍隊もしくは警察の構成員、政治家、公職の候補者、裁判官、立法府の職員、および国連などの国際機関の構成員を指します。

世界中の多くの法域では、公務員の贈収賄または贈収賄未遂は重大な犯罪とみなされます。

コクレアの担当者は、

a. 公務員との関りには特に注意を払い、公務員に対して、あるいは公務員から、直接的または間接的を問わず、いかなる利益も提供、供与、要求、または受領してはなりません。

b. コクレアの代理として政治関係者および政府関係者と関わる際は、適用される現地法および国際法を遵守しなければなりません。

c. 政治関係者または政府関係者と関わる (イベントへの参加を含む) 前に、コンプライアンスチーム、法務チーム、または政府業務 (Government Affairs) チームのメンバーと相談し、適切な社内承認を得なければなりません。

d. コンプライアンス、法務、または政府業務の承認がない限り、イベントやフォーラムへの参加費の支払いは、市場相場に見合った明確な商業目的の会議費であり、政治資金調達要素を含む場合でも、ビジネス関係に関するポリシー (Business Relationship Policy) に準拠していることが条件になります。

コクレアは、個人や政党への寄付を行いません (また、政治候補者や政党に対して利益を提供したり、供与したりしてはなりません)。

その他の公務員や団体、およびその他の要件については、お居住地域に適用されるビジネス関係に関するポリシー (Business Relationship Policy) を確認してください。

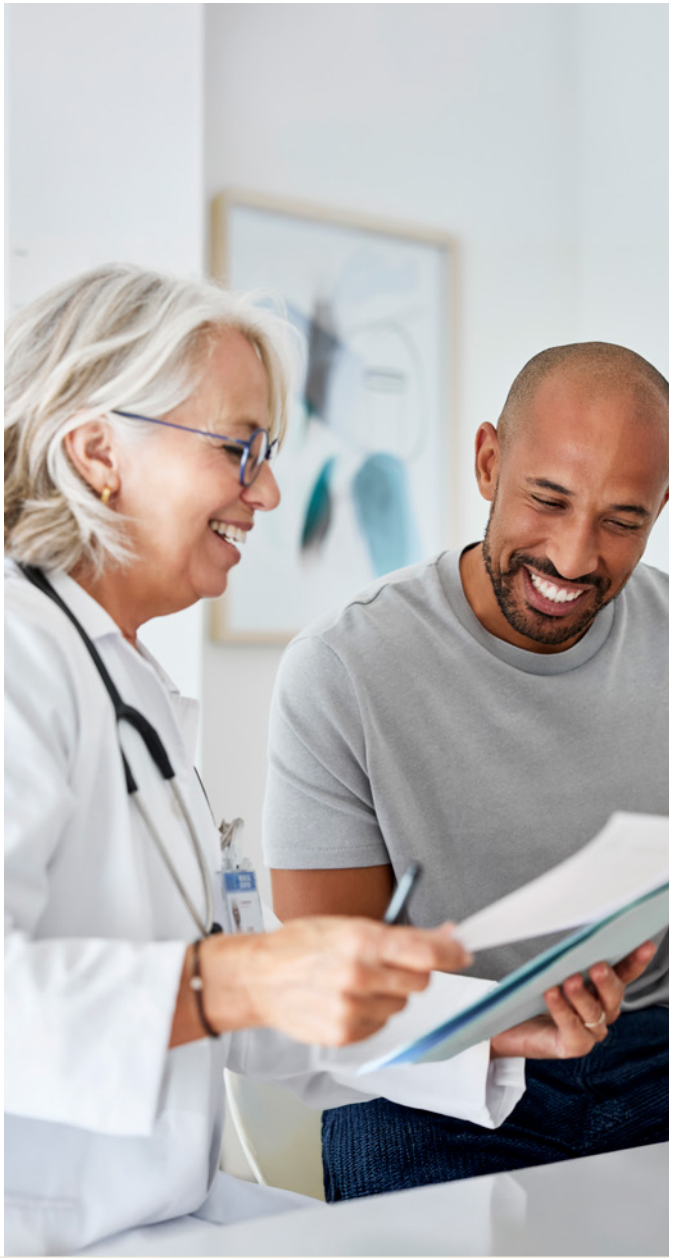
医療従事者

「医療従事者」には、患者への医療サービスまたは商品の提供に関与し、直接的または間接的に購入、リース、推奨、使用、購入またはリースの手配、またはコクレアの製品やサービスを処方する個人 (臨床または非臨床の医師、看護師、技術者、聴覚担当医、研究スタッフ / コーディネーターを含みますがこれらに限定されません) または団体 (病院、クリニック、グループ購入団体など) が含まれます。本「規範」の目的上、医療従事者の定義には、コクレアの担当者である個人は含まれません。

コクレアは、医療従事者との関係性、およびその仕事を重要視しています。それらの仕事により、お客様に聴こえという贈り物がもたらされるためです。コクレアは、医療従事者とのすべての関わりにおいて最高水準の倫理と誠実さを維持し、医療従事者による決定に不適切な影響を与えることは決してありません。

コクレアの担当者は、医療従事者の多くが病院、大学、政府部門などの公共機関で勤務している場合などは、公務員と見なされる可能性があることに注意する必要があります。

コクレアの担当者は、経費の申請時に支払いシステムで必要とされる、贈答品、接待、および娯楽に関連するすべてに関する要件を含め、医療従事者と関わる場合、関連するビジネス関係に関するポリシー (Business Relationship Policy) を遵守する必要があります。



ファシリテーションペイメント

「ファシリテーション・ペイメント（便宜供与のための支払い）」とは、手続きや通常の行政処理（例：製品、許可、ライセンスの承認）を迅速化する目的で、公的料金として正式に定められていない支払いを公務員に対して行うこと、またはそのような支払いを許容することを指します。

コクレアの担当者は、たとえ法律で明確に禁止されていない地域であっても、ファシリテーションペイメントの支払いや承認を行うことは認められていません。これらの支払いは、贈収賄にあたる可能性があります。

贈答品および接待

コクレアの担当者は、コクレアの担当者による第三者への贈答品の提供、および第三者からの贈答品の受諾に関して、ビジネス関係に関するポリシー (Business Relationship Policy) に基づき、関連する現地および地域の要件を遵守しなければなりません。私たち一人ひとりが、関連するビジネス関係に関するポリシー (Business Relationship Policy) の要件を熟知することが求められます。

第三者との間の贈答品は、ビジネス関係に関するポリシーに準拠する必要があり、その性質および価値において常に適切である必要があります。許可されている場合でも、贈答品および接待は、贈った側が受け取った側に何らかの影響を与えようとしている、あるいはそのような印象を与えることを意図してはなりません。同様に、許可されている場合でも、提供される接待は適切かつ控えめなものでなければなりません。

世界には、公務員や医療従事者、その他の第三者に対して、どのような贈答品や接待を提供できるか、またどのような状況で提供できるかに関する法律が数多く存在します。また、一部の地域では、これらを記録し、当局に報告することが義務付けられています。これらの要件について質問や懸念がある場合は、グローバルコンプライアンスチームまたは法務チームのメンバーに問い合わせてください。

サプライヤー

商品やサービスを調達するコクレアの担当者向けのコクレアのガイドライン（不正行為、贈収賄、汚職、贈答品関連を含む）は、グローバル調達に関するポリシー (Global Procurement Policy) に記載されています。

すべてのコクレアの担当者は、以下を実施する責任を負います。

a. あらゆる贈収賄や汚職を回避すること。

b. コクレアの担当者またはコクレアに関連する他の当事者による贈収賄、汚職行為、その疑いまたはその恐れを防止、発見し、グローバルエグゼクティブマネジメントチームメンバー、グローバルコンプライアンスまたはコクレア内部告発サービス (Cochlear Speak up Service) に通報すること。

c. コクレアに供給を行う第三者、またはコクレアの代理を務める第三者と取引を行う際には、常に相当な注意を払うこと。





コクレアは企業として、市場における消費者への不当な扱いなど、公正な競争を不当に制限することを容認しません。

1.2 競合および消費者保護

コクレアは、自由でオープンかつ誠実な競合を支持しています。世界中で事業を展開する企業として、コクレアは、事業活動を行う各国の商慣行、競争法、および消費者保護に関する法律や規制を遵守しなければなりません。コクレアは企業として、市場における消費者への不当な扱いを含め、公正な競争を違法に制限することを容認しません。

私たちは、現地の競争法（「独占禁止法」とも呼ばれることがあります）および消費者保護法に則って、すべての事業活動を行わなければなりません。

コクレアの担当者は、以下の義務を負います。

a. 顧客や取引先に対して、誤解を招くような行為、威圧的な態度、またはその他の不公正な行為を行わないこと。

b. 広告や製品情報に記載されるすべての主張について、配布時点でその内容が確認済みかつ正確であることを保証すること。

c. 消費者および小規模企業との標準契約書に、正当な事業上の利益を保護するために合理的に必要とされない条項を含め、不公正な条項を盛り込まないこと。

d. 競合他社に関する記述は、裏付けのある事実に基づく情報に限定されるよう確保すること。

e. 独立して単独でビジネス関係を選択および終了すること。

f. コクレアの商品やサービスの価格および販売条件を常に独自に単独で決定すること。

g. 商業的機密情報（価格、製品、販売、戦略、入札、利益、費用、サプライヤーの価格および条件、流通方法、製品開発に関する情報を含むが、これらに限定されません）を競合他社と議論したり、交換したりしないこと（CEO 兼社長およびグループゼネラルカウンセル (Group General Counsel) によって承認されている場合を除く）。

h. 倫理的な方法であり、かつすべての法律や規制に準拠している場合を除き、機密の競合情報を入手、受領、開示または使用しないこと。

i. 競合他社との間で価格、割引、リベート、コミッションの合意、市場、顧客、サプライヤーの分割など、生産や獲得を制限する合意、入札談合、あるいはコクレアによる製品またはサービスの販売および流通方法の決定、調整、分割など、競争を制限するいかなる合意や取り決めも提案または締結しないこと。

j. 第三者に対し、当社の製品またはサービスを供給する際、(i) 特定の価格または価格帯以上でのみ、あるいは特定の顧客にのみ供給すること、または (ii) 第三者から商品やサービスを購入すること、あるいは購入しないことを条件として、当該製品またはサービスを供給しないこと。

k. 顧客への供給拒否や原価割れでの価格設定など、競争を制限する可能性のある一方的な行為を行う前に、法務チームまたはコンプライアンスチームのメンバーに連絡を取ること。

l. 合併や買収の可能性について、関連する競争法上の承認が確実に得られるよう法務チームのメンバーに連絡を取ること。

競争または消費者保護に影響を及ぼす可能性のある活動は、コミュニケーション、マーケティング、販売、価格設定、サプライチェーンなど多岐にわたります。コクレアの担当者は、展示会、顧客団体会議、会議、または競合他社が参加する可能性のある他の公開の会合においては、上記の要件に特に注意する必要があります。

コクレアの担当者は、競争法や消費者法に関するコンプライアンス上の問題や懸念事項を、コンプライアンス担当者または法務チームのメンバーに報告する必要があります。

コクレアの担当者は、競争と競合他社の機密情報に関する詳細なガイダンスについては、関連するビジネス関係に関するポリシー、現地および地域の競合コンプライアンスマニュアル、およびグローバル競合他社の機密情報に関するガイドライン (Global Competitive Intelligence Guidelines) を参照してください。

1.3 利益相反の管理

当社の事業上の意思決定の誠実さを守るため、私たち一人ひとりが、個人的な利益がコクレアの最善の利益のために行動する責任を妨げたり、妨げているように見られたりすることがないよう常に注意を払う必要があります。利益相反の疑いがあるとされるだけでも、コクレアにとってリスクが生じ、信頼が損なわれる可能性があります。

「利益相反」とは、私たちあるいは身近な者の個人的な活動、経済的利益、人間関係が、コクレアのために客観的な事業上の意思決定能力を損なったり、影響を与えたり、またはそのように見られたりする可能性のある状況を指します。

注意：

- **取締役またはその他の役員職など、社外での職務上の義務が、当社の業務遂行能力に影響を及ぼしたり、コクレアのリソースを会社業務以外の目的で使用させる結果となる場合、利益相反が生じる可能性があります。**
- **利益相反には、実際の利益相反やその可能性、あるいはそのように見なされるものが含まれます。**
- **利益相反には、意図的なものもあれば、意図的でないものもあります。**

利益相反の可能性を特定するために、以下を自問してみてください。

1. 自分の個人的な利益が、コクレアにとって最善の利益を妨げたり、妨げているように見えたりする可能性はあるか？
2. 自分の関与は、コクレアの社内または社外の他者に利益相反と思われる可能性があるか？

利益相反の開示と管理方法

- 利益相反が実際に発生している場合、または発生する可能性がある場合、またはそのように見なされた場合、その存在を認識した時点、または発生する可能性があることが分かった時点で、速やかにリーダーまたはコンプライアンス、法務または人事チームのメンバーにその事実を報告し、必要に応じて問題解決に協力してください。
- コクレアの社名、リソース、影響力または信用を悪用して個人的利益を得ることは禁止されています。さらに、利益相反の可能性がある、または利益相反と思われるような財務上もしくはその他の形式による外部の利益もしくは活動は、いかなるものでも開示してください。
- すべてのコクレアの担当者は、コクレアとの雇用契約またはその他の代理人契約を締結する前に、実際の、または潜在的な利益相反について、直属のリーダー、コンプライアンス担当者、法務チームまたは人事のメンバーに開示することが求められます。開示が行われていない場合は、コクレアへの入社後、直ちに開示してください。
- 雇用期間中、状況の変化 (例えば、新しい役職に就く場合など) に伴い、利益相反やその管理に必要な措置が生じたり、変更されたりする可能性があることに注意してください。
- 利益相反の性質や重要度によっては、関連部門 (人事、法務、またはコンプライアンス) との協議を通じて、**利益相反を回避、排除、または軽減する**ための措置を講じるよう求められる場合があります。この場合、担当者は特定の活動やプロジェクト、または意思決定から身を引くことが求められることがあります。
- すべての利益相反に対して管理措置が必要となるわけではありません。状況に応じて適切と判断された場合には、記録に留め、追加の措置を講じる必要はありません。

コクレアの担当者は、コクレアの代理として商品またはサービスのサプライヤーを選択する、またはサプライヤーと取引を担当する場合、適用されるコクレアのガイドラインおよびグローバル調達に関するポリシーに常に従い、利益相反の開示と管理に特別な注意を払う必要があります。

1.4 コクレアを代表して外部に対して意見表明を行うこと

コクレアの担当者は、正式な権限を取得している場合を除き、公表された内容が、何らかの形で会社の公式声明であるとの印象を与えるような公式発言を一切行ってはなりません。公式発言には、ソーシャルメディアでの発言、講演中の発言、会議における発言またはコクレアの担当者以外の者によるその他会合における発言が含まれます。

コクレアを代表して発言したり、公式声明を発出したりする際の詳細については、グローバル外部コミュニケーションとメディアに関するポリシー (Global External Communications and Media Policy) を参照してください。

1.5 ソーシャルメディアの責任ある利用

ソーシャルメディアは、コクレアが地域社会や当社のステークホルダーと関わるための重要な手段です。コクレアの担当者の多くはソーシャルメディアを利用していますが、たとえ個人的な立場で利用する場合であっても、オンライン上でコミュニケーションをとる際には、適切な判断と常識を持って行動することが求められます。

コクレアの担当者がソーシャルメディアを個人的またはコクレアの代表として使用する場合は、従業員のソーシャルメディアの個人的使用に関するグローバルガイドライン (Global Guidelines for Employee Personal Use of Social Media) を参照する必要があります。

1.6 臨床研究の実施

コクレアは、世界中の臨床試験に参加するすべての患者およびボランティアの安全性、秘密保持、プライバシー、健康を確保することに尽力しています。コクレアは、すべての研究イニシアチブを、最高レベルの倫理的、科学的、臨床的基準に基づき、またすべての適用法規を遵守して実施しています。

コクレアが後援する臨床調査を担当するコクレアの担当者は、臨床調査および研究の倫理的実施に関連するコクレアの**標準作業手順 (Standard Operating Procedures)** を遵守する必要があります。

社内で実施される臨床調査を担当するコクレアの担当者は、コクレアの臨床調査サイトのガバナンスに関するポリシー (Clinical Investigational Site Governance Policy) を遵守する必要があります。

1.7 動物倫理

コクレアは、医療機器の製品開発や科学研究に動物を用いる必要がある場合は、動物を尊重し、人道的に使用することに努めています。研究において動物の使用に関わるコクレアの担当者は、動物倫理ポリシー (Animal Ethics Policy) を遵守しなければなりません。



1.8 取引制限

コクレアは、制裁法、規則、規制、輸出管理措置、反ボイコット法など、取引制限を管理するすべての適用法を遵守して、当社の製品の輸入、輸出、供給および流通などの取引活動に従事することに努めています。取引制限に違反した結果、コクレアおよび関与した個人の両方に対して、刑事罰を含む深刻な制裁が科せられる場合があります。コクレアは、特定の取引へのさらなる参加を禁止される場合があります。

経済制裁によって、制裁措置を受けている国、地域に所在する団体または個人との特定の商業取引および財務上の取引を適切なライセンスや許可なく行うことは禁止されています。コクレアは、その使命に沿って、適用されるすべての制裁措置を含む適用されるすべての貿易および輸出管理法を遵守しつつ、全世界における製品とサービスの販売を最大化できるよう努めています。制裁措置を受けている国、地域に関して疑義がある場合、コクレアの担当者は、関連するコンプライアンス担当者、財務マネージャー (Finance Manager) または法務チームのメンバーに連絡する必要があります。

輸出規制は定期的に変更されます。国境を越えて当社製品の販売または出荷に関与するコクレアの担当者は、関連規則を認識し、遵守しなければならず、必要に応じてコンプライアンスまたは法務チームのメンバーに助言を求めてください。

コクレアおよびその担当者は、いかなる要請があっても、ボイコット活動に関わることを禁止します。

当社の貿易および輸出管理の運用方法、ならびに法に基づく行為と適切な権限を確保するために当社に求められる事項の詳細については、当社の 制裁および輸出管理に関するポリシー (Sanctions and Export Control Policy) および関連ガイドラインを参照してください。

1.9 人権

コクレアは、すべての人間の権利を尊重し、国連人権宣言、ビジネスと人権に関する国連指導原則、職場における基本的な原則と権利に関する国際労働機関の宣言の権利と原則に沿った事業運営を目指しています。

コクレアは、国連の持続可能な開発目標に貢献し、国連グローバルコンパクト (UNGC) の加盟企業として、人権、労働、環境、汚職防止の分野における UNGC の 10 原則を当社の事業全体で支持しています。

当社は、サプライチェーンを含む当社の事業運営および各種活動において、結社の自由に関するすべての適用法に加え、現代の奴隷制、強制労働、児童労働、人身売買、雇用差別を禁止する法律を遵守しています。

当社は、サプライヤーに対して、労働慣行を含め、サプライヤー行動規範に定める基準の遵守を求めています。

コクレアの担当者は、以下の義務を負います。

a. 現代の奴隷制、強制労働、児童労働、人身売買、雇用差別を禁止する法律を遵守し、日常業務を遂行すること。これには、第三者との取引や、コクレアの雇用に関する決定、および労働環境全般の安全性向上または維持も含まれます。
b. 現代の奴隷制、強制労働、児童労働など、人権問題の疑いがある事案を自ら発見した場合、またはその報告を受けた場合は、速やかに報告し、指導を求めること。

1.10 環境への配慮

コクレアは、環境ポリシー (Environmental Policy) に定められたとおり、環境への影響を管理し、軽減することに取り組んでいます。コクレアは、環境への配慮を高めるための目標を設定し、当社の事業とサプライチェーン全体における環境パフォーマンスを厳密に監視しています。

コクレアの担当者は、日々の業務において、当社の環境ポリシーに定められた取り組みと重点分野を念頭に置く必要があります。

1.11 公共政策

コクレアは、当社の事業に関連する、または影響を与える問題について、公共政策の策定において果たすべき重要な役割があると考えています。専門知識と洞察を提供することで、コクレアは、患者、その家族、医療従事者、装着者、人工聴覚器に興味を持つ人々およびその他のお客様、ならびにコクレアの担当者やコミュニティにより良いサービスを提供することができます。

私たちは、公共政策に関する取り組みが調整され、ロビー活動のルールに準拠し、コクレアの方針と一致していることを確保しなければなりません。

コクレアの担当者は、政策を提言する際に、組織の利益相反が実際に存在する場合や、存在しているように認識される可能性がある場合に、十分に注意を払う必要があります。さらに、コクレアの担当者は、政策立案者とのコミュニケーションを行う前に、必ず政府業務チームの現地担当者、地域担当者、またはグローバル担当者に相談しなければなりません。あらゆる公共政策への関与は、科学的根拠に基づき、誠実さをもって、国民の信頼と信用を損なわないよう行われる必要があります。

1.12 個人的な政治活動

コクレアは、政治プロセスを含め、すべてのコクレアの担当者が市民生活に参加する権利を支持しています。ただし、政治活動への個人的な参加は、コクレアを代表する表明や行動である、勤務時間中の行為である、または潜在的な利益相反を生み出すものであると見なされてはなりません。コクレアの担当者は、コクレアの名前やブランドを利用したり、個人的な政治活動を支援したりしてはなりません。これには、コクレアの資産、施設、事務用機器、消耗品、および在庫の使用が含まれます。政治活動への自発的または有償での関与は、その政治レベルに関わらず、潜在的な利益相反として申告してください。

1.13 人工知能の責任ある利用

コクレアは、人工知能 (AI) が大きな可能性を秘めていることを認めつつも、その利用には十分な注意が必要であると認識しています。

コクレアでは、AI の利用がすべて最高水準の倫理基準、セキュリティ、安全基準を満たし、適用される AI およびプライバシーに関する法律や規則に準拠する形で検討、導入、管理されるよう、私たち一人ひとりが責任を負っています。

AI は、社内の人工知能に関するガイダンス (AI guidelines) に従い、コクレアでの業務のみに使用することができます。





2

当社の資産と情報の保護

2.1 資産の保護 20
2.2 秘密情報の不正使用の防止 21
2.3 プライバシーと個人情報の保護 23
2.4 ビジネス記録 23
2.5 品質と規制 24

コクレアは、革新と信頼を原点として設立されました。私たちの使命である「人々に聴こえを届ける」ことを実現するため、市場をリードするソリューションを開発し続ける能力を維持するには、情報を保護し、最高水準の機密性を維持することが不可欠です。コクレアの情報、製品、サービスの完全性、信頼性、そして信用を守ることは、私たち全員の責任です。

2.1 資産の保護

当社の資産は、当社の使命と業務において極めて重要な役割を果たしています。コクレアの担当者はすべて、資産を合法的かつ専門的に使用し、無駄を省き、紛失や損傷を防ぐことが求められます。

コクレアの「資産」には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 有形資産物には、当社のオフィス、施設、作業スペース、機器、車両、資材、製品、デバイス、ノートパソコン、または消耗品が含まれます。
- 金融資産には、現金、クレジットカード、口座、予算、融資または投資が含まれます。
- 情報資産には、従業員記録、ビジネス記録、顧客データ、システムやサイトへのアクセス情報や認証情報、商業記録、その他の秘密情報など、情報全般が含まれます。
- 無形資産には、当社の評判、ビジネス上の関係、知的財産（ノウハウや企業秘密を含む）、または法的権利が含まれます。

コクレアの資産や施設を使用する際は、常にセキュリティプロトコルを遵守してください。資産を無人のままで放置する場合や、コクレアの施設に訪問者を招く場合も同様です。コクレアの資産の使用に関する追加要件については、現地の手順やガイドラインを確認してください。

2.1.1 情報技術とサイバーセキュリティ

コクレアの情報技術システムおよび電子機器は、ビジネスに不可欠で、特に悪用されやすいものです。私たち全員が、システム、データ、ネットワークを保護し、関連するすべての IT およびセキュリティポリシーを遵守する責任を負っています。

コクレアの担当者は、以下の義務を負います。

a. コクレアのデバイスおよびシステムは主に業務用途で使用し、個人使用は最小限に抑え、ポリシーに準拠した形で使用してください。
b. 強力なパスワードを設定し、ログイン情報を共有せず、常にデバイスを物理的に安全な場所に保管するなど、アクセス認証情報やデバイスを保護してください。
c. 承認されたソフトウェア、アプリケーション、ストレージサービスのみを使用し、セキュリティ制御を迂回したり、無効化したりすることは絶対に避けてください。
d. データを保存、送信、またはアクセスを行う際は、個人情報、ビジネス記録、秘密情報など、コクレアの情報を適切に保護してください。
e. デバイスの紛失や盗難、マルウェアの疑い、不正アクセスなど、セキュリティインシデントの疑いがある場合や実際に発生した場合は、直ちにグローバルサービスデスク (Global Service Desk) または IT リスク & セキュリティ (IT Risk & Security) 部門に報告してください。
f. コクレアのシステムや情報にアクセスする第三者が、関連するセキュリティ要件を遵守していることを確保してください。
g. 情報資産の作成および管理については、**情報資産の分類に関するポリシー (Information Asset Classification Policy)** に従ってください。

コクレアは、法律で認められている範囲で、自社の技術システムの利用状況を監視しています。コクレアの担当者は、コクレアから要請があった場合、コクレアが発行したデバイスおよびコクレアの事業に関連する目的で使用される個人所有のデバイスへのアクセスをコクレアに提供しなければなりません。潜在的なセキュリティリスクやテクノロジーの適切な使用方法について不明な点がある場合、コクレアの担当者は、IT リスク & セキュリティ部門、直属のリーダー、コンプライアンス 担当者、または法務チームのメンバーに相談しなければなりません。

詳細については、情報技術の許容される使用に関するポリシー (Acceptable Use of Information Technology Policy) を参照してください。

2.1.2 知的財産の保護

「知的財産」とは、知的創作物を意味し、これには、あらゆる種類のノウハウ、発明、工業デザイン、著作権、特許、商標、デザイン、営業秘密、芸術作品、画像、著作物、呼称などを含みますが、これらに限定されません。

自社の知的財産が常に保護され、安全に管理されるよう、私たち全員が責任を負っています。

当社の知的財産は、多くの場合、当社と競合他社の差別化に役立ちます。そのため、知的財産を**創出**、**利用**、または**共有する**際には、その保護に努める必要があります。

当社の知的財産は、第三者との協業を含む通常の事業過程、またはコクレアの機器、資材もしくは情報を使用するその他の過程で生み出される可能性があります。コクレアと第三者との間で、知的財産 (特許、著作権、商標、営業秘密など) の創出につながる可能性のあるあらゆるコラボレーションについては、適切な法的手続きに基づいて行われるか、または文書化されなければなりません。サポートが必要な場合は、法務チームのメンバーに連絡してください。

コクレアの知的財産がコクレア外部の第三者に開示または利用される場合、適切な承認および法的取り決めに基づいて行われるか、または文書化されなければなりません。これには、商標に関する通知、特許登録、その他の法的手続きが含まれる場合があります。ガイダンスやサポートが必要な場合は、法務チームまたは知的財産部門 (Intellectual Property Department) のメンバーに連絡しください。

特許取得可能なアイデアやコンセプトを構想するコクレアの担当者は、適切な保護を確保するために、開示前に知的財産部門 (Intellectual Property Department) にそのアイデアやコンセプトを提起する必要があります。

2.2 秘密情報の不正使用の防止

私たちの日常業務では、ほぼすべての従業員が何らかの形で秘密情報を取り扱っています。

「秘密情報」とは、公に公開されていない情報やデータのことを指します。コクレアでは、社内業務情報、独自の設計および知的財産、第三者から提供された情報、顧客リスト、財務情報、その他の秘密情報や機微情報が該当します。

この情報は、当社の事業運営、革新、そして支援者やパートナーからの信頼を維持する上で、極めて重要な役割を果たしています。

コクレアの担当者はすべて、秘密情報を慎重かつ責任を持って取り扱い、正当な業務目的でのみ使用しなければなりません。特定の種類の秘密情報には、その保護、利用、および開示に関する特別な要件が定められています。

コクレアの担当者は、秘密情報の管理および使用に関する以下の規定を遵守しなければなりません。

すべての秘密情報

コクレアの担当者は、業務上知り得た非公開情報をすべて秘密として取り扱い、本「規範」および法律に基づき、常にその秘密性を保持しなければなりません。情報が秘密であるかどうか確信が持てない場合は、機密であるとみなし、リーダーまたは法務チームのメンバーから別段の指示があるまで、その情報を保護してください。

本「規範」に基づくコクレアの担当者の秘密保持義務違反によってコクレアに損失が生じた場合、コクレアは、該当するコクレアの担当者からこの損失額を法的に回収する権利を有する可能性があります。

担当者は、社内においても、正当な業務目的を達成するために必要な秘密情報のみを、当該情報を知る正当な必要性がある者にのみ共有することが求められます。これは、**「知る必要 (need-to-know)」**の原則に基づく情報共有と呼ばれます。

コクレアの担当者は、コクレアと情報の受領予定者との間で適切な秘密保持契約が締結されていない限り、コクレア社外にコクレアの秘密情報を開示してはなりません。また、特に「秘密 (Confidential)」または「極秘 (Highly Confidential)」に分類される情報資産については、情報資産の分類に関するポリシーに基づき指定された情報資産所有者の承認を得る必要がある場合があります。秘密保持契約の締結に関するサポートが必要な場合は、法務チームのメンバーに連絡してください。

以下の特定の種類の秘密情報については、追加の保護措置が必要となります。

2.2.1 非公開の第三者の情報

また、秘密情報には、コクレアに提供された非公開の第三者の情報も含まれる場合があります。コクレアの担当者は、コクレアに提供された非公開の第三者の秘密情報を、社内外に直接的または間接的に開示してはなりません。ただし、「知る必要」の原則に基づく場合および当該情報の利用に関連する職務を遂行する場合を除きます（関連する秘密保持契約の条件に応じます）。

2.2.2 法律上の秘匿特権の保持

法律上の秘匿特権（弁護士・依頼者間の秘匿特権、弁護士の守秘義務、専門職の秘密保持義務、および適用法に基づく類似の保護を含む）を不注意に放棄しないよう、弁護士または弁理士（社内・社外を問わず）とのやり取りが記載された文書は、法務チームのメンバーの許可なく転送してはならず、常に秘密として取り扱う必要があります。

2.2.3 内部情報

「内部情報」とは、一般には公開されていない企業の秘密情報であり、既存の投資家や見込み投資家が知り得た場合、株価に重大な影響を与える可能性がある情報を指します。例えば、潜在的な買収の可能性や市場を大きく変えるような技術革新、未公表かつ巨額の規制上の罰金、または重大な製品リコールに関する情報などが挙げられます。この情報は、「重要な非公開情報」とも呼ばれています。

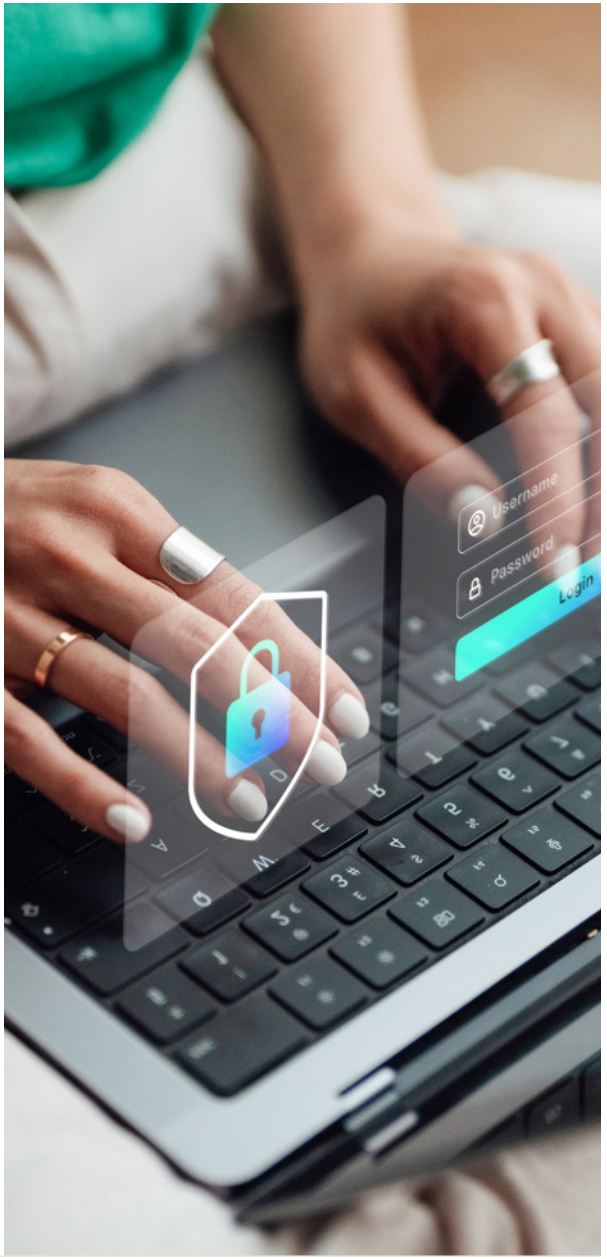
内部情報を利用した取引は、本「規範」および法律によって禁止されています。最も一般的なのは、コクレアに関する非公開情報が該当しますが、他社に関する情報も含まれる場合があります。

コクレアまたは他社の内部情報を知り得るコクレアの担当者は、以下の行為を行ってはなりません。

a. コクレアまたは他社の証券を取引すること。
b. コクレアまたは他社の証券取引を他者に依頼または奨励すること。
c. 特に、コクレアまたは他社の証券を取引することを合理的に知り得る他者に、内部情報を共有すること。

一部の担当者は、内部情報に時折接するだけの場合や、全く接しない場合もありますが、特定の個人はその職務上、内部情報を保有している**「特定の人物 (Designated Persons)」**とみなされ、より厳しい制限の対象となります。

コクレアの証券を取引する全担当者に求められる要件の詳細については、取引ポリシー (Trading Policy) を参照してください。



2.3 プライバシーと個人情報の保護

「個人情報」とは、特定または識別可能な個人に関するコクレアが保持する情報をいい、これには、個人の氏名、連絡先の詳細、生年月日、ならびに病状、医療処置または健康記録の詳細を含みますが、これらに限定されません。

コクレアは、個人情報の保護に対する責任を非常に重要視しています。個人情報の収集、利用、開示、およびセキュリティは、適用されるライバシー法を遵守することが不可欠です。

コクレアの担当者は、以下の義務を負います。

a. コクレアのプライバシー基準 (Cochlear Privacy Standard)、全社的なプライバシー通知 (Global Privacy Notice)、およびその他の適用されるプライバシーポリシーやガイドラインを遵守すること。
b. コクレア、またはコクレアの代理を努める第三者が個人情報を処理する前に、プライバシー評価を確実に実施すること。
c. プライバシーバイデザインのアプローチを適用すること。つまり、個人情報に関わる新しいプロジェクトやイニシアチブの開発において、プライバシー要件と個人情報保護を考慮し、組み込むことを意味します
d. 個人情報を、その情報が収集された目的を達成するために必要な期間、または法的な保管要件を遵守するために必要な期間のみ保持すること。
e. 個人情報に関するインシデントを認識した場合、またはその疑いがある場合は、グローバルプライバシーオフィス (Global Privacy Office) に通知すること。

2.4 ビジネス記録

「ビジネス記録」とは、コクレアでの業務遂行過程で作成、受領、維持されるあらゆる情報を意味し、あらゆる形式のデータ、通信、文書またはファイルを指します。

コクレアの担当者は、正確で完全かつ信頼性の高いビジネス記録を保持しなければなりません。

コクレアは、特に財務取引に関する厳格な記録保存義務を遵守する必要があり、定期的または随時に規制当局への報告を求められる場合があります。財務上および非財務上のビジネス記録は、公開情報や規制上の開示要件の根拠として利用される場合があり、また調査の対象となる可能性があります。ビジネス記録は、コクレアが自社の意思決定、特に財務上の取引や第三者との取引を追跡し、説明できるようにするものである必要があります。

コクレアの担当者は、財務上の取引や第三者との取引、その他重要な事業上の意思決定が、正確なビジネス記録によって裏付けられていることを確保しなければなりません。ビジネス記録は、意思決定や取引が法的要件、ポリシー、および適切な社内承認手続きに従って行われていることを誠実に示す必要があります。

すべてのコクレアの担当者は、以下の義務を負います。

a. すべてのビジネス記録が、第三者との取引および財務上の取引に関連するものを含め、すべての重要な点において正確、完全かつ信頼できるものであるようにすること。
b. コクレアグループおよび地域のポリシーや手順に従うこと。これには、権限の制限や承認に関する事項も含まれます。
c. コクレアのグループおよび地域の会計ポリシーならびに一般に公正妥当と認められた会計原則を遵守し、取引が正確に記録され、報告されるようにすること。
d. いかなるビジネス記録にも、誤った情報や誤解を招く情報が含まれないようにすること。

ビジネス記録に関して質問や懸念があるコクレアの担当者は、直属のリーダー、財務マネージャー、コンプライアンス担当者、または法務チームのメンバーに問い合わせてください。

2.5 品質と規制

コクレアは、人々の生活に大きな影響を与える製品を企画、設計、製造しています。これらの製品の品質は非常に重要です。用途に合わせて作られた施設、機器、部品、そして最終製品は、私たちにとって最も価値のある資産です。

当社は、患者の安全を守り、製品およびサービスの有効性を確保するために策定された、広範な製品および品質に関する規制の対象となっています。これらの規制への準拠は厳格な要件であり、患者の安全を確保し、製品の信頼性を高め、当社の製品やサービスのパフォーマンスを向上させることが、業績向上に繋がります。

コクレアの担当者は、適用される品質マネジメントシステムを遵守し、職務を遂行する際には、コクレア品質マニュアル (Cochlear Quality Manuals) およびコクレアの手順に従わなければなりません。

関連するコクレア品質ポリシー (Cochlear Quality Policy) を参照してください。





3

行動：
当社の従業員

3.1 健康と安全 26
3.2 職場における行動 26
3.3 平等な雇用機会と差別 26

3.1 健康と安全

コクレアは、当社の施設および職場を利用するすべての人々に健康で安全な環境を提供することに尽力しています。この取り組みには、身体的および心理社会的健康と安全も含まれます。当社は、すべての人が信頼し、協力し、尊重し合える職場をはぐくんでいます。

コクレアでの業務に関連して、コクレア社内外を問わず、すべてのコクレアの担当者は、以下の義務を負います。

a. 常に安全かつ適切な方法で業務を行うこと。

b. 自分自身、他者、および当社の事業活動に影響を受ける可能性のある人々 (お客様や来訪者を含む) の身体的または心理的な健康と安全に悪影響を及ぼさないこと。

c. 潜在的な危険性や有害な状況、事故、行動またはインシデントを特定して、報告し、それらを排除または最小限に抑えるための対策を講じ、支援すること。リーダー、人事、インシデント管理または声を上げる (Speak Up) システムに報告すること。

d. コクレアの担当者および当社の業務に影響を受ける可能性のあるお客様やその他の訪問者の健康、安全、福祉を守るために策定された安全な業務に関するポリシー、システム、慣行を遵守すること。

当社は、仕事と個人の生活の健全なバランスの重要性を認識し、ビジネス要件が許す範囲で、従業員のための柔軟な勤務形態をサポートしています。コクレアの担当者は、個人の健康と安全に積極的に取り組む責任も負っており、病気や怪我の後、適切な場合にのみ職場に復帰するべきです。

コクレアで業務に従事する者は、薬物やアルコールの影響下にある状態で作業してはならず、作業中の安全に関するコクレアのポリシーおよび手順を遵守しなければなりません。一部の職務では、業務中のアルコールや薬物の摂取は一切認められていません。

3.2 職場における行動

コクレアは、すべての人々との間で敬意を込めた交流を大切にしています。

コクレアでの業務に関連して、社内外を問わず、すべてのコクレアの担当者は、以下の義務を負います。

a. コクレアの価値観を遵守し、実践すること。

b. 他者を公平かつ敬意を持って扱うこと

c. いかなる形態の暴力、暴力の脅威、威嚇、報復、いじめ、ハラスメント、またはセクシャルハラスメントにも関与しないこと。

d. 職場での行動に適用されるすべての地域およびグローバルな人事に関するポリシーおよび手順を遵守すること。

e. 行動や振る舞いに関する懸念事項をリーダーまたは人事担当者に報告すること。

3.3 平等な雇用機会と差別

私たちは皆、コクレアを公平かつ包括的な職場にして、コクレアの担当者が意欲を感じ、権限を与えられていると感じることができるようにする責任を負っています。

コクレアは、機会均等を重視する雇用主であることを誇りに思います。当社の機会均等ポリシー (Equal Opportunity Policy) は、当社のあらゆる人事プロセスに反映されています。

コクレアの担当者は、以下の義務を負います。

a. 採用、業績評価、報酬、キャリア開発に関する決定は、実績、資格、業績、行動に基づいて行い、誠実さをもち、偏見や利益相反のないように判断を下すこと。

b. 人種、肌の色、宗教や信条、国籍、文化、民族性、障害、性別、年齢、性的指向、退役軍人、婚姻状態、家族状態、社会経済的環境、家族の責任、介護人の責任、またはその他の法的に保護された分類を理由に、違法な差別を行わないこと。

c. 平等な雇用機会と差別に関して適用されるすべての地域およびグローバルな人事に関するポリシーおよび手順を遵守すること。

d. 平等な雇用機会と差別に関する懸念がある場合は、リーダーまたは人事に報告してください。

バージョン管理

ポリシー適用範囲	グローバル	ポリシーバージョン番号	7.0
ポリシー承認者	取締役会 (Board of Directors)	ポリシーバージョン日付	2026 年 7 月 1 日
ポリシー所有者名	グループゼネラルカウンセル兼カンパニーセクレタリー (Group General Counsel & Company Secretary)	ポリシー審査サイクル	定期的に、ただし 2 年ごとに 1 回以上
ポリシー代表者名	グローバルコンプライアンス担当副社長 (VP Global Compliance)		
参考資料	社外における利用： • 動物倫理ポリシー • 継続開示に関するポリシー (Continuous Disclosure Policy) • 機会均等ポリシー (Equal Opportunity Policy) • 環境ポリシー • プライバシー通知 • サプライヤー行動規範 • 取引ポリシー • 内部通報者保護ポリシー	社内における利用： • 情報技術の許容される使用に関するポリシー • ビジネス関係に関するポリシー (Business Relationship Policy) • 臨床調査サイトのガバナンスに関するポリシー • コクレアのプライバシー基準 (Cochlear Privacy Standard) • コクレア品質ポリシー • コクレア品質マニュアル • コクレアグローバル競合他社の機密情報に関するガイドライン • 従業員のソーシャルメディアの個人的使用に関するグローバルガイドライン • グローバル外部コミュニケーションとメディアに関するポリシー • グローバル調達に関するポリシー • 情報資産の分類に関するポリシー • 制裁および輸出管理に関するポリシー • 標準作業手順	



備考：

備考：

Hear now. And always

コクレア社は、中等度から重度の難聴者がより良い聴こえを得られるよう尽力いたします。人工聴覚器の世界的なリーダーとして、幅広い年齢層の難聴者が聴こえの改善によって人生のさまざまな機会とつながれるよう手助けし、これまでに 75 万人以上の方々に人工聴覚器をお届けしてまいりました。

私たちは、難聴者の生涯にわたり、より良い聴こえと次世代技術を提供し続けることを使命とし、聴覚科学の発展と治療の向上のために、臨床・研究・サポートの分野で協力体制を築き上げてきました。

このような実績が評価され、コクレアは聴覚インプラントの企業として最も多くの方々に選ばれています。

Cochlear Ltd (ABN 96 002 618 073) 1 University Avenue, Macquarie University, NSW 2109, Australia T: +61 2 9428 6555

www.cochlear.com

難聴の治療については、医療従事者にご相談ください。聴こえや結果はユーザーによって異なりますので、医療従事者が装用結果に影響を及ぼす可能性のある要因についてアドバイスします。使用に際しては、必ず指示に従ってください。国によっては販売される製品が異なります。お近くのコクレアの担当者に連絡して製品情報を確認してください。

ACE、Advance Off-Stylet、AOS、Ardium、AutoNRT、Autosensitivity、Baha、Baha SoftWear、BCDrive、Beam、Bring Back the Beat、Button、Carina、Cochlear、科利耳、**コクレア**、코클리어、Cochlear SoftWear, Contour、コントゥア、Contour Advance、Custom Sound、DermaLock、Freedom、Hear now. And always、Hugfit、Human Design、Hybrid、Invisible Hearing、Kanso、LowPro、MET、MP3000、myCochlear、mySmartSound、NRT、Nucleus、Osia、Outcome Focused Fitting、Off-Stylet、Piezo Power、Profile、Slimline、SmartSound、Softip、SoundArc、True Wireless、楕円形のロゴ、Vistafix、Whisper、WindShield および Xidium は、コクレアグループ各社の商標または登録商標です。

© Cochlear Limited 2026.

D1235893-V9
Japanese translation of D1235880-V15 2026-07